

ペットとあなたの見守りプラン

ペットとあなたをがっちりサポート

自分にもしものことがあったら残されたペットはどうなる？



自分が施設に入ったら、ペットの世話は誰が見るの？

◇判断能力はあるが独り暮らしなので時々不安なことがある、物忘れがひどい。

◇体の不調でペットの世話が時々負担に感じるようになってきた。

見守り（財産管理）契約 定期的に訪問して、お話を伺ったり、有資格者がペットのお世話をしたりします。ご希望によって、財産管理をお願いすることもできます。

◇判断能力に不安が出てきたら・・・将来のことが心配

任意後見契約 内容は、上記の「見守り・財産管理契約」と類似していますが、一般的に上記より強力です。裁判所が監督人を選任します。

◇自分が施設に入ったらペットの面倒を見て欲しい

準委任（飼養委託）契約 自分の代わりにペットの世話をしてもらおう契約です。状況によってはペットの所有権移転も明記します。

◇自分が死んでしまったら、ペットの面倒を最後までみて欲しい

遺言（負担付遺贈） ペットを終生飼養してくれることを条件に財産の一部を残す遺言を書きます。

その他、こんな契約等もできます。

◇無理な延命治療をして欲しくない

◇自分が死んだ後は誰にも迷惑をかけたくない



尊厳死宣言書

死後事務委任契約

ご相談・お問い合わせは・・・

行政書士横浜中央合同ハル事務所

行政書士 田代さとみ

TEL 070-5589-3080

メール info@halu-office.com

■事務所電話番号 045-263-9883 ■FAX 番号 045-263-9882

■事務所所在地 〒231-0023 横浜市中区山下町1番地シルクセンター国際貿易観光会館324



ペットのために財産を残す・・・大きく分けて主な方法は3つ!

①遺言（負担付遺贈）

ペットの世話をすることを条件に財産の一部を信頼できる人（家族or第三者）に譲る。と言う約束をして遺言書を作成

- きちんと守られる為には相手の方の事前の意思確認とその後のチェックが重要です。

②負担付死因贈与（又は生前贈与）

自分が死んだら（もしくは飼えなくなったら）ペットの面倒を見てもらう代わりに財産を贈与する契約

- 契約ですので、相手の意思を確認しての取り決めとなりますがチェックは必要です。

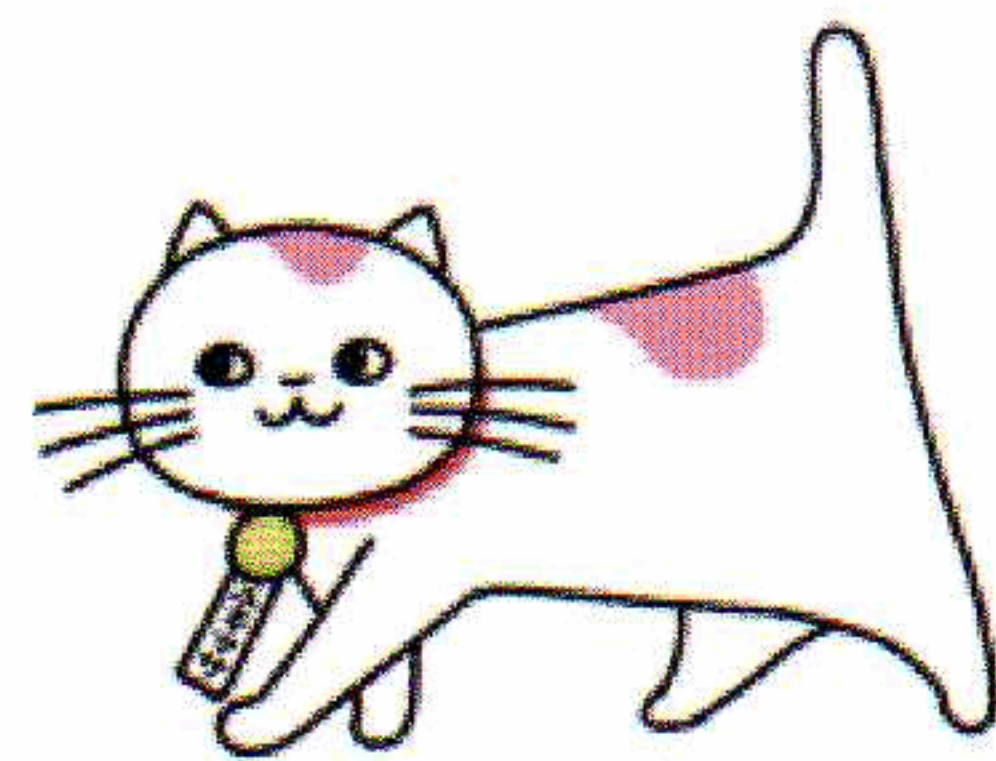
③信託契約

一定の財産を別扱いにし、ペットを飼養するという目的のためだけにしかその信託財産を使用することが出来ない

- 信託監督人を設けることで、契約通り実行されているかチェックも出来ます。

「遺言」「贈与」によって相続人や知人、団体に託すよりももっと確実な手段として

今「ペットのための信託」が注目され始めています。



いずれの方法も、遺留分や心情（相続人への配慮）、税金面など考慮すべき点が多々あります。個別にご相談・お見積りを致しますので、お気軽に下記までお問い合わせください。

動物法務支援ネットワーク お問い合わせ・連絡先 ※すべて愛玩動物飼養管理士保持者

【横浜北部地区】行政書士 山口 貴之 045-479-8305 takayuki-gyofp@tbz.t-com.ne.jp

【横浜中央地区】行政書士 田代 さとみ 070-5589-3080 <http://halu-office.jimdo.com>

【横浜南部地区】行政書士 飯村 知子 080-2250-8411 <http://www.kotori-office.com>

【神奈川県央地区】行政書士 阪西 貴子 042-703-3795 <http://sakanishi.grupo.jp/>

マンション管理士 吉田 利佳 090-9396-4623

【川崎地区】一般社団法人ペットと最後まで 代表 中島まり子

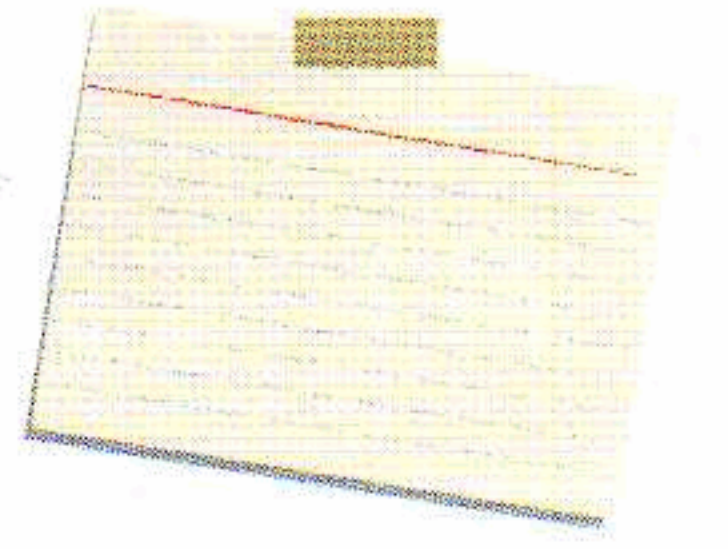
080-4118-6591 <http://pet-saigomade.com/>

【動物関係法規・行政手続相談】行政書士 山口 一哉 045-567-7729 <http://www.izumidaisho.com/>

大切なペットのために出来ること

あなたに万一のことがあったとき、残されたペットはどうなるでしょうか？
ペットにはあなたしか頼る人がいないのです・・・万一のための備えをしておきませんか？

Check1 意思表示カードは常に携帯していますか？



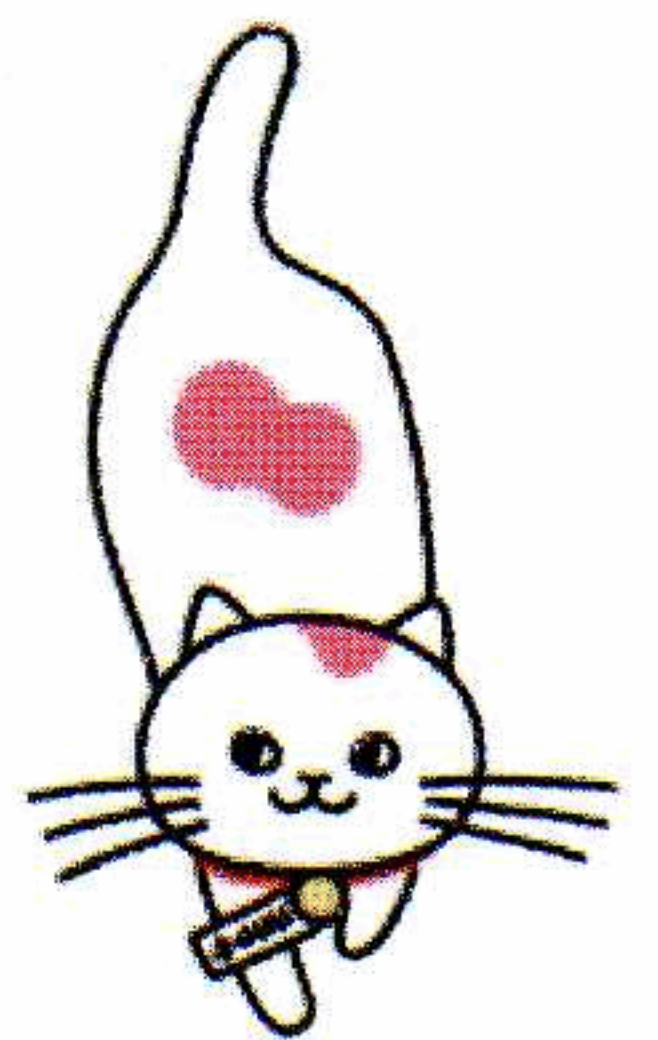
- している ⇒ あなたは素晴らしい飼い主です ➡ Check2 へ
- していない ⇒ 早速下記を切り取ってお財布に入れておきましょう！

意思表示カードとは・・・あなたが外出中にもし事故にあって帰れなくなったとき、ペットのことを託せる信頼できる家族や知人の連絡先を記入してあるカードをお財布に入れておくと、救急隊員や医療関係者、警察関係者が連絡できるようになっています。震災の時は多くのペットが餓死したと言われています。

Check2 万一のときペットを託せる相手はいますか？

もしあなたが飼い続けられない状況に陥ったとしたら、行先のないペットは不幸な結果になってしまう可能性があります。大切な家族が無事に余生を送れるように、あなたが元気なうちに考えてあげましょう。

- いる ⇒ ペットのための遺言、負担付贈与契約 等
- いない ⇒ ペットのための信託 等



ペットのための遺言・信託とは・・・ペットの世話をすることを条件に新しい飼い主に遺言等によって財産の一部を残す方法です。もちろん口約束でも構いませんが、遺言書や契約書にしたり、監督者をつけることによって、より確実に安心して託すことができます。

詳細は裏面へ

意思表示カード

ペットレスキューカード	
飼い主	_____
住所	_____
緊急連絡人	電話番号 _____
ペットの名前	_____
種類	性別
誕生日	マイクロチップ No
お願い このカードに気づいてくださった方は緊急連絡人に連絡をしてください。お願いいたします。	

ペットレスキューカード	
飼い主	_____
住所	_____
緊急連絡人	電話番号 _____
ペットの名前	_____
種類	性別
誕生日	登録No マイクロチップ No
お願い このカードに気づいてくださった方は緊急連絡人に連絡をしてください。お願いいたします。	